

山武郡市広域行政組合有料広告掲載要綱

平成 2 7 年山武郡市広域行政組合告示第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山武郡市広域行政組合（以下「組合」という。）が新たな財源の確保のために組合の資産を広告媒体として活用し、有料による広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「広告媒体」とは、組合の広報紙「山武こういき」及び組合ホームページ内のバナー広告のことをいう。

(掲載することができる広告の内容等)

第 3 条 掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 組合の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）に基づく風俗営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (4) 貸金業法（昭和 5 8 年法律第 3 2 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (7) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に関するもの
- (8) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (9) 市町村民税を滞納している者の広告
- (10) その他掲載する広告として適当でないと管理者が認めるもの

2 前項第 1 号から第 8 号までに規定する掲載基準の詳細については、管理者が別に定めるものとする。

(広告の掲載順位等)

第 4 条 広告媒体に広告を掲載することができるもの及び掲載に当たっての優先順位は、次の表に定めるところによる。

区分	掲載優先順位
国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人その他の非営利団体	1
山武郡市内に事業所、店舗等を有する事業者	2
山武郡市内に事業所、店舗等を有しない事業者	3
その他管理者が適当と認めるもの	4

（広告の規格等）

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに管理者が別に定めるものとする。

（広告掲載希望者の募集等）

第6条 広告媒体を所管する部署は、申込期間等必要事項を定め、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。
ただし、必要に応じて、第3条の規定を踏まえ、掲載対象者を選定して直接依頼することができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする広告案、市区町村民税の納税証明書、広告媒体ごとに別に定める書類、会社等の概要が示された資料を添えて、管理者に申し込まなければならない。

（広告掲載の決定等）

第8条 管理者は、前条の申込みがあったときは、申込期間終了後、次条に規定する山武郡市広域行政組合有料広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による可否の決定を行うに当たり、同一の広告募集枠に第4条に規定する広告の掲載順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、受付順により決定する。

3 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載可否決定通知書（別記第2号様式）によりその結果を広告掲載希望者に通知するものとする。

（委員会の設置）

第9条 広告媒体に掲載する広告の掲載について審査する機関として、委員会を設置する。

- 2 委員会は、事務局長、総務課長、企画財政課長、環境衛生課長、保健福祉課長、消防長及び消防本部総務課長をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は事務局長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課長の職にある者がその職務を代理する。
- 6 委員会の事務局は、企画財政課に置く。

(会議)

第10条 委員長は広告の掲載希望の申込みがあったときは、速やかに委員会を招集し、審査を行うものとする。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となり会議を統括するものとする。
- 3 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議結果の報告)

第11条 委員長は、委員会の会議の結果を速やかに管理者に報告しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第12条 第8条の規定により、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を管理者の指定する期日までに、一括して納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容、デザイン等が法令に違反したとき若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると管理者から判断されたときは、広告の内容等の変更をしなければならない。
- 3 広告主は、管理者から広告内容等の変更を求められたときは、自らの負担

で速やかに修正しなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 印刷物等の編集上支障があるとき。
- (2) 広告主が管理者の指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告掲載料を期日までに納付しなかったとき。
- (4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。
- (5) その他管理者が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により、広告掲載決定を取消したときは、広告掲載決定取消通知書（別記第3号様式）により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還等)

第15条 管理者は、広告掲載料が納付された後に広告主の責めによらない理由により広告が掲載できなくなったときは、当該広告掲載料の全部又は一部を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料に利息は付さない。

3 組合は、広告が掲載できなくなったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

4 第14条第1項第2号から第5号までの規定により広告の掲載を取消した場合のほか、広告主の責めの帰すべき理由により広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料を返還しない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 7 条）

広告掲載申込書

年 月 日

山武郡市広域行政組合

管理者

様

住 所

会社・団体名

代 表 者 名

印

電 話 番 号

担 当 者 名

山武郡市広域行政組合有料広告掲載要綱第 7 条の規定により、広告案を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体

☐ 広報紙「山武こういき」

（掲 載 希 望 号： 年 月発行予定第 号）

☐ ホームページバナー広告

（掲載希望期間： 年 月から か月

2 広告の内容

3 添付書類

(1) 市町村民税の納税証明書

(2) 広告媒体ごとに別に定める書類

(3) 会社等の概要が示された資料（パンフレット等）

資料の提出が困難な場合は業務内容（製品名等）について記入してください。（別紙可）

[※組合記入欄]

受 付 印

第2号様式（第8条第3項）

第 号
年 月 日

様

山武郡市広域行政組合
管理者

⑨

広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 可とする。

(1) 広告媒体

(2) 広告の内容

(3) 広告掲載の方法

(4) 広告掲載料金 円

(5) 広告掲載料の納入

年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所で納入してください。

2 不可とする。

（理由）

第3号様式（第14条第2項）

第 号
年 月 日

様

山武郡市広域行政組合
管理者

⑨

広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け山広企第 号で決定した広告掲載については、下記の理由により決定を取消したので通知します。

記

取消しの理由